

令和7年7月10日

第5回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和7年度第5回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年7月10日(木) 午後1時30分～午後2時00分

2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室

3. 出席委員(11名)

会 長	1 番	鬼塚忠正			
会長職務代理者	8 番	山野正亮			
委 員	2 番	小山省三	3 番	坂口政文	4 番 上田佳子
	5 番	宮崎 文	6 番	村田真也	7 番 児玉俊朗
	9 番	大隅正信	10 番	深本 浩	11 番 井上知幸

推進委員 田尻稔男 狩野和明 西村敏充

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 その他

6. 農業委員会事務局職員

局長 岩川康幸 主事 坂本美桜

事務局

ただ今から、令和7年7月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、鬼塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

本日は9番、大隅委員からの欠席の連絡がっております。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。

では、この後の議事につきましては会議規則により会長より進行をお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は11番井上委員と2番小山委員を指名します。また、書記に事務局の坂本主事を指名します。

よろしく申し上げます。

議長

続きます、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について3件あがっております。1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、1番の農地法第3条の規定による許可申請について

=1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読=

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は現在49歳で米・麦を14ha、果樹を3ha、家族で経営されており、今回、規模拡大のため申請地を買い受けるため申請をされるものです。

申請地につきましては、4ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、1番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 田尻委員

規模拡大をしたいということで今後とも適正に管理されると思います。
特に問題はありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、
質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番について、承認
される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、1番は、承認されました。
続きまして2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、2番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝1頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。
譲受人は、現在56歳でみかんと梨を栽培されており、今回、譲渡人の
希望により申請地を譲り受けるために、申請されるものです。
申請地につきましては、5ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と
の調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。
以上で議案第1号、2番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
山野委員

8 番 山野委員

基盤整備もされており一枚の田んぼになっています。特に問題はありませ

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 狩野委員

全然問題はありませんでした。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、2番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、2番は、承認されました。
続きまして3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、3番の農地法第3条の規定による許可申請について
＝2頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在42歳で親と一緒に自営業と農業をされており今回、譲渡

し人の父が高齢になり今後農業が出来なくなってくることが予想されるために譲受人の息子さんに生前贈与されるために申請されるものです。
申請地につきましては、6ページから8ページをご覧ください。
なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、3番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
村田委員

6番 村田委員

農地の方は日頃から地主さんと息子さんで管理をされていますので特に問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 西村委員

農地の方は管理されていますので問題ないと思います。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からのご意見、質疑はありませんか。

3番 坂口委員

写真を見ると半分が山になっているように見えますが

事務局

ここの農地は筆界未定地になっており境界がわかってないので手入れされているところと手入れされていないところがあります。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、3番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、3番は、承認されました。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

・熊本県農地利用最適化推進大会について（8/29・金）県立劇場

議長

それでは以上をもちまして、第5回玉東町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後2時00分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年7月10日

玉東町農業委員会会長

鬼塚 忠正



1 1 番委員



2 番委員

小山 省三

